

- 2 この定款第17条の規定に基づき、前項の施行日以後、最初に選任される評議員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成15年9月10日に満了するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成14年2月19日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成15年3月18日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成16年1月16日）から施行する。

(施行期日)

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成17年5月16日）から施行する。

(施行期日)

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成17年10月3日）から施行。

(施行期日)

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成18年5月9日）から施行。

(施行期日)

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成18年12月8日）から施行。

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成19年10月4日）から施行。

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成25年6月14日）から施行。

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成26年8月15日）から施行。

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成27年5月18日）から施行。

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（平成29年4月 1日）から施行。

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（令和元年10月24日）から施行。

- 1 この定款は、長崎県知事の認可の日（令和 年 月 日）から施行。